

議員提出第1号議案

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月22日提出

安城市議会議員	神	谷	昌	宏
〃	二	村		守
〃	松	尾	学	樹
〃	白	山	松	美
〃	今	原	康	徳
〃	杉	山		朗
〃	深	津		修

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例

安城市議会委員会条例（昭和42年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「経済福祉常任委員会」を「福祉環境常任委員会」に、「産業振興部、環境部及び農業委員会」を「及び環境部」に改め、同条第4号中「建設常任委員会」を「産業建設常任委員会」に、「建設部、都市整備部及び上下水道部」を「産業振興部、建設部、都市整備部、上下水道部及び農業委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

一提案理由一

この案を提出したのは、委員会の運営上必要があるため。

議員提出第2号議案

安城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の規則を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月22日提出

安城市議会議員	松	尾	学	樹
〃	二	村		守
〃	神	谷	昌	宏
〃	白	山	松	美
〃	今	原	康	徳
〃	杉	山		朗
〃	深	津		修

安城市議会会議規則の一部を改正する規則

安城市議会会議規則（昭和48年安城市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「欠席」の次に「等」を加え、同条第1項中「その他の事故のため出席できないとき」を「、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない事由により、欠席し、遅参し、又は早退するとき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく議長に届け出なければならない。

第2条第2項を削る。

第83条の見出し中「欠席」の次に「等」を加え、同条第1項中「その他の事故のため出席できないとき」を「、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない事由により、欠席し、遅参し、又は早退するとき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特にやむを得ない事由により、事前に届け出ることができないときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく委員長に届け出なければならない。

第83条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、議会及び委員会の欠席事由を明確にするとともに、議員自らが欠席事由を明確に議長又は委員長に届け出ることにより、説明責任を果たすため。